



国別登録簿運営経費（国別登録簿等整備事業）

平成30年度予算（案）
工ネ特会：75百万円（80百万円）
一般会計：3百万円（3百万円）

（背景）

- 国別登録簿は、温対法の第六章に規定されている割当量口座簿（国別登録簿に開設されている450余の法人保有口座）を適切に運用・管理するための業務であり、これらの手続きを法令に従って遅延なく実施するため、引き続き国別登録簿システムの運用を行う必要がある。

（成果目標）

- 継続的に京都メカニズムの活用を可能とするため、引き続き既存の国別登録簿の運用改修を行う。仕様変更や機能改善等に伴うシステム改修、機器・設備等の維持等の他、国連等対応業務を行う。システム改修については、セキュリティ対策や第二約束期間への対応等、必要とされる改修を適宜実施する。

（事業内容）

- 国別登録簿の業務については機器・設備の維持等のシステムの運営を環境省が、国連が主催する会議への出席や情報収集等の国際対応業務を経済産業省が行う。
- 実施内容については、引き続き保有クレジットの維持管理および国内移転等の実施、それらを実施するためのセキュリティ対策、同登録簿を最新の仕様に適応させるためのシステム改修、老朽化対策等を実施する。

H28年度	H29年度	H30年度以降
○登録簿システムの運用・管理 ・登録簿システムの運営 ・保有クレジットの維持管理 ・システム基盤の強化 ・登録簿システムの機能追加、改修 ・老朽化ハードウェア等の更改 ・第二約束期間向け対応	○登録簿システムの運用・管理 ・登録簿システムの運営 ・保有クレジットの維持管理 ・システム基盤の強化 ・登録簿システムの機能追加、改修 ・老朽化ハードウェア等の更改 ・第二約束期間への対応	○登録簿システムの運用・管理 ・登録簿システムの運営 ・保有クレジットの維持管理 ・セキュリティ基盤の強化 ・登録簿システムの機能追加、改修 ・XMLエンコード変更対応 ・老朽化ハードウェア等の更改 ・第二約束期間への対応

国別登録簿システムは各国の京都ユニットを管理する、国ごとのデータベースです。

